

障がい者福祉制度のご案内

障がい者を支援する各種制度についてご案内します。制度に関する詳しい内容のご案内や相談等も随時受け付けておりますので、健康福祉課までお気軽にお尋ねください。

■身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいがある方に、熊本県から交付される手帳です。障がいの範囲は、「視覚障がい」「聴覚障がい」「平衡機能障がい」「音声機能、言語機能の障がい」「そしやく機能の障がい」「肢体不自由」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」「肝臓機能障がい」で、障がいの程度は、重い方から順に1級～6級まで分けられています。

○申請手続きに必要なもの

身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真（たて4cm×よこ3cm）・印鑑

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期（6ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため熊本県から交付されます。

○申請手続きに必要なもの

申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・写真1枚（たて4cm×よこ3cm）・印鑑

※精神障がいを事由とする障害年金を受給されている方は診断書に代わり年金証書で申請することもできます。

■知的障害者福祉手帳（療育手帳）

知的障がいのある方が様々な制度を利用する際に必要となる手帳です。障がいの程度によってA（重度）とB（中・軽度）に分けられます。

○知的障がいの定義

「知的障がい」とは、一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳頃までに現れるものを指します。

○申請手続きに必要なもの

手帳交付申請書・写真1枚（たて4cm×よこ3cm）・印鑑

※申請後、申請者ご自身が熊本県福祉総合相談所に出向いての判定が必要となります。

●特別障害者手当

身体又は知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に對して支給される手当です。（認定審査基準、所得による支給制限があります。）

＜左記の方は該当しません＞

(1) 身体障害者更生施設等の社会福祉施設に入所している方

(2) 病院・診療所・老人保健施設等に3ヶ月を超えて入院（入所）している方

【手当額】 月額26,440円

（金額は変更があります）

●障害児福祉手当

精神（知的）又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障がい児（20歳未満）に對して支給される手当です。（認定審査基準、所得による支給制限があります。）

＜左記の方は該当しません＞

肢体不自由児施設等に入所している方
障がいを支給事由とする年金給付を受けている方

【手当額】 月額14,380円

（金額は変更があります）

●特別児童扶養手当

20歳未満の精神（知的）又は身体に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方に対して支給される手当です。児童が児童福祉施設に入所している時は支給できません。

【手当額】 1級 月額50,750円

2級 月額33,800円

◆阿蘇市身体障害者等地方年金制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかを持ち、毎年12月1日現在において、市に引き続き1年以上居住している方に5千円を12月に支給するものです。
※福祉施設に入所している方は除きます。